

中小企業定年引上げ等奨励金

65歳以上への定年引上げ、または定年の定めの廃止を実施した事業主に支給される。また、70歳以上への定年の引上げ、または定年の定めの廃止、さらに希望者全員を対象として70歳以上までの継続雇用制度を導入した場合には、上乗せして支給される。

* 過去に継続雇用定着促進助成金を受給した事業主も対象。

受給要件

1. 次のイから二のいずれにも該当する事業主に対して支給される。

イ 雇用保険の適用事業の事業主であり、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止を実施した日において、中小企業事業主(常用被保険者が300人以下)であること。

ロ 実施日から起算して1年前の日から当該実施日までの期間に高齢法第8条及び9条を遵守していること。

ハ 事業主が、平成20年4月1日以降、就業規則等により、65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかを実施したこと。
なお、当該措置は平成9年4月1日以降初めて実施するものであること。

ニ 中小企業定年引上げ等奨励金の申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者¹が、1人以上いること。

(¹) 常用被保険者とは、「短期雇用特例被保険者」と「日雇労働被保険者」を除く、雇用保険の被保険者をいう。ただし、1年以上雇用され、一般被保険者と労働条件が同一である「短期雇用特例被保険者」は常用被保険者に含まれる。

2. 上記イから二に該当し、一定数²の高年齢者を雇用する法人等を設立した事業主も対象となる。

(²) 一定数とは、以下のイ又はロのいずれにも該当する場合に限られる。

イ 中小企業等定年引上げ等奨励金の支給申請日の前日において、当該事業主に雇用される60歳以上の常用被保険者の数が3人以上であり、かつ、当該事業主に雇用される常用被保険者全体に占める割合が4分の1以上であること。

ロ 中小企業定年引き上げ等奨励金の支給申請日の前日において、当該事業主に雇用される常用被保険者全体に占める55歳以上の常用被保険者の割合が2分の1以上であること。

注) 過去に70歳以上の定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止を実施し、中小企業定年引上げ等奨励金を受給したことがある事業主は受給できません。

高齢法第8条又は第9条違反がないこと

高齢法とは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」のことであり、高齢法第8条(定年を定める場合の年齢)違反がないためには、就業規則等により60歳以上の定年を定めていることが必要である。

また、高齢法第9条(高年齢者雇用確保措置)違反がないためには、就業規則等において、次表に定める年齢までの定年の引上げ又は雇用継続制度導入のいずれかの措置を実施していることが必要である。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

受給内容の概要

1. 企業規模(実施日において当該事業所に雇用される常用被保険者の人数。以下同じ。)に応じて、次表に定める額が1回に限り支給される。

60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主

企業規模	支給額			
	65歳以上70歳未満までの定年引上げ	70歳以上までの定年の引上げ又は定年の定め廃止	希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度	65歳以上70歳未満までの定年の引上げと70歳以上までの継続雇用制度を併せて実施
1～9人	40万円	80万円	40(20)万円	60万円
10～99人	60万円	120万円	60(30)万円	90万円
100～300人	80万円	160万円	80(40)万円	120万円

()内は、既に65歳以上70歳未満の継続雇用制度導入があった場合の額

65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主

企業規模	支給額	
	70歳以上までの定年の引上げ又は定年の定め廃止	希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度
1～9人	40万円	20万円
10～99人	60万円	30万円
100～300人	80万円	40万円

受給手続 (各都道府県によって添付書類が異なる場合がある)

どこに	都道府県雇用開発協会
何を(書類)	(主な書類) 中小企業定年引上げ等奨励金支給申請書等 就業規則の写し 常用被保険者全員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等 履歴事項証明書(個人事業主は所得税申告書) 直近の労働保険確定料申告書の写し その他記載事項を確認する書類や、協会が指示する書類 申請は本社、支社、工場、店舗、営業所等を含めた企業単位で行う。
いつまでに	実施日(設立事業主にあつては設立の日)の翌日から起算して1年以内

問い合わせ先

都道府県雇用開発協会